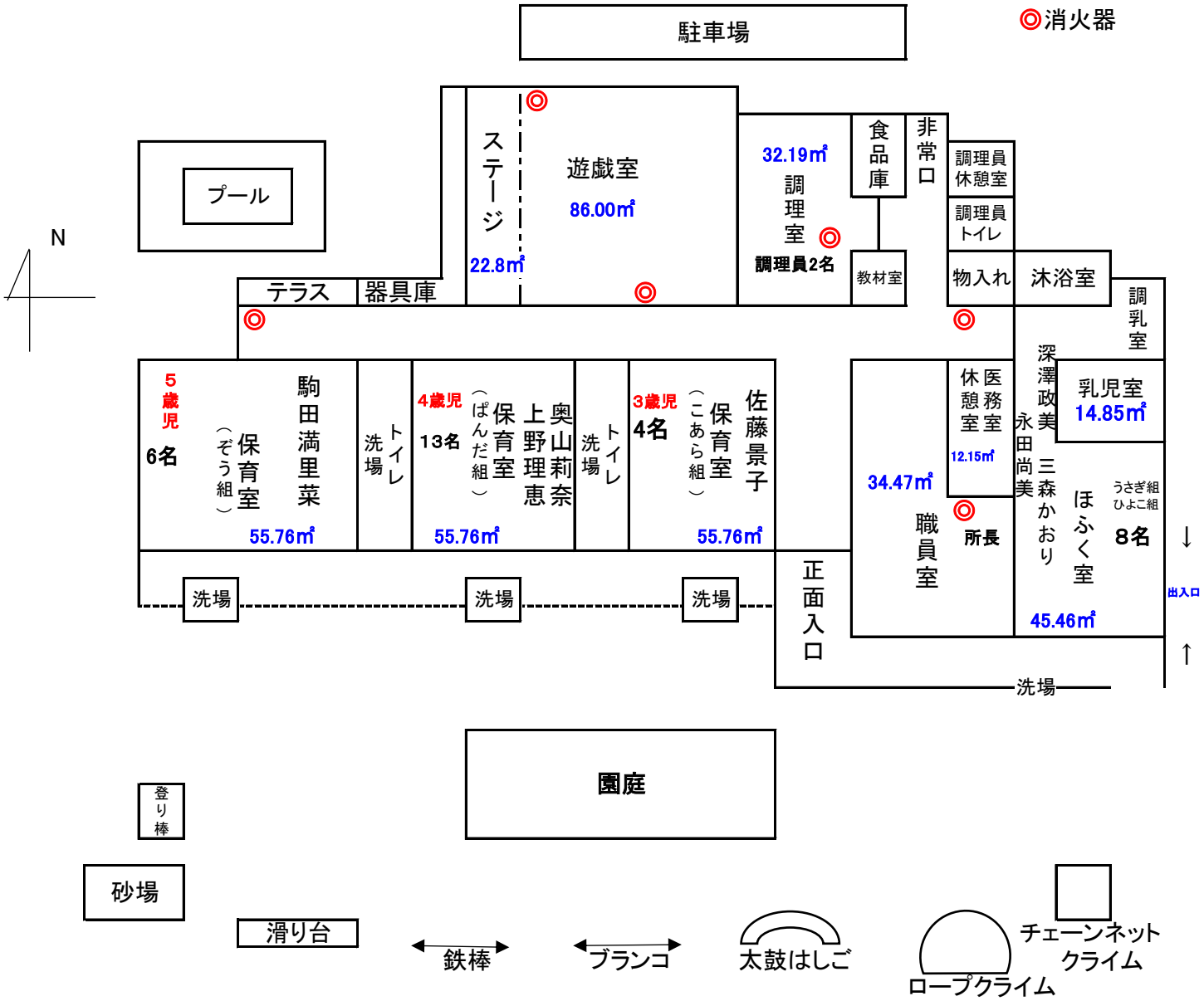
別紙資料



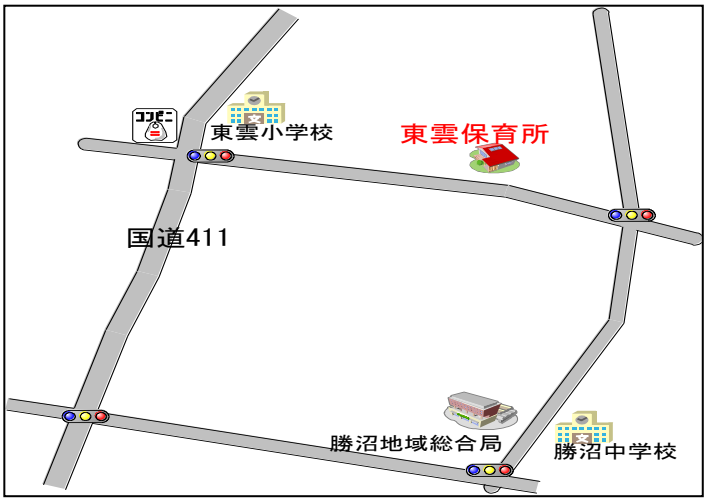
別紙1

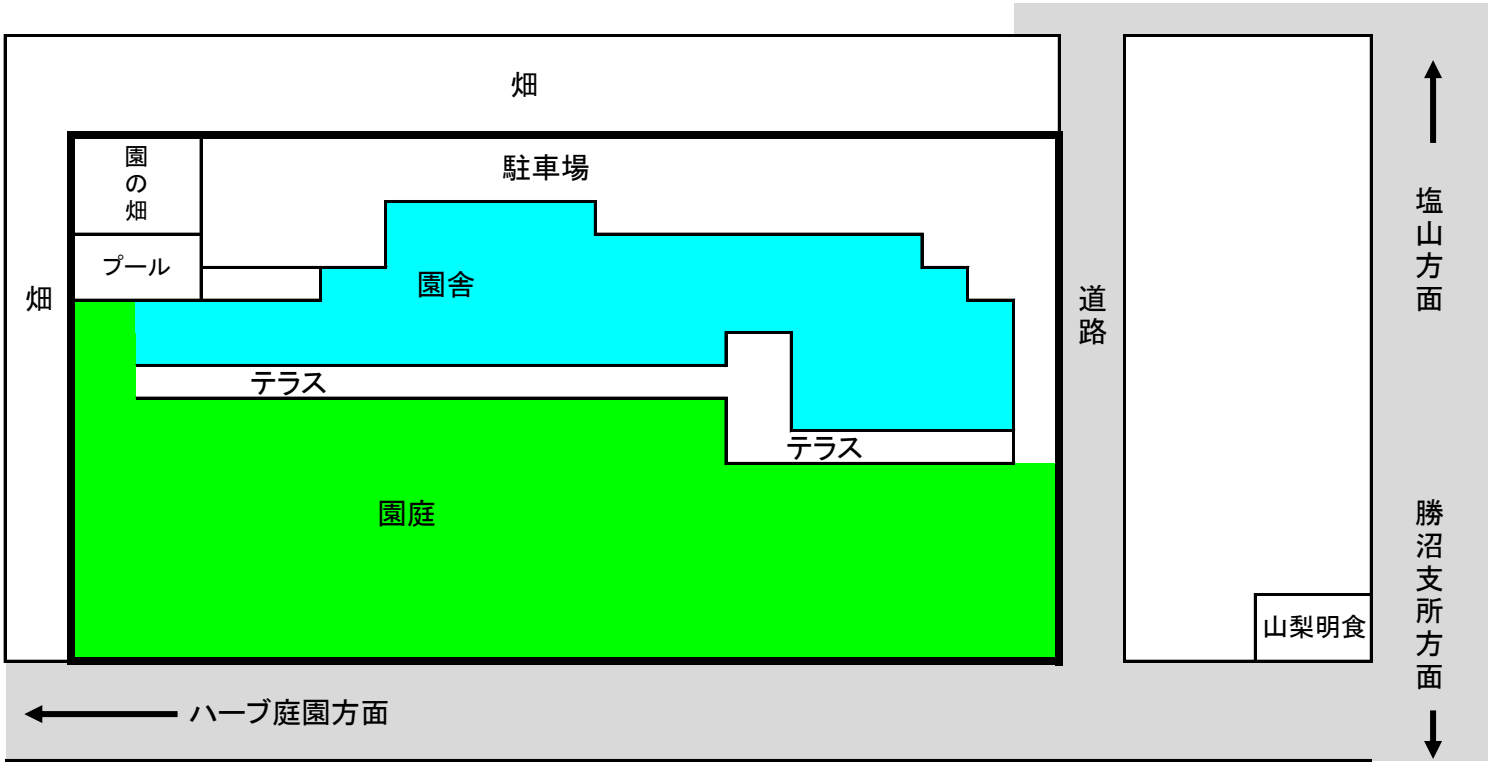
東雲保育所　園舎図・クラス



別紙2




東雲小学校
東雲保育所
国道411
勝沼地域総合局
勝沼中学校


畑
園の畑
駐車場
プール
畑
園舎
テラス
テラス
園庭
道路
山梨明食
塩山方面
勝沼支所方面
ハーブ庭園方面

甲州市立保育所延長保育促進事業実施要綱

別紙3

（目的）

第1条　保育需要の多様化に伴い、甲州市立保育所（以下「保育所」という。）が自主的に延長保育を実施することにより、保育を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（実施保育所）

第2条　本事業は、松里保育所、奥野田保育所、東雲保育所及び大和保育所において実施する。

（対象児童）

第3条　対象児童は、保護者の勤務時間及び通勤時間等保育に欠ける理由があり、市長が正当と認めた児童とする。

（延長保育時間）

第4条　延長保育時間は次のとおりとする。

（1）保育標準時間認定児童

月曜日から土曜日まで　夕方　午後6時30分から午後7時まで

（2）保育短時間認定児童

月曜日から土曜日まで　朝　午前7時30分から午前8時30分まで

月曜日から土曜日まで　夕方　午後4時30分から午後7時まで

（延長保育料金）

第5条　市長は、延長保育を実施した児童の保護者から、次に定める保育料を徴収する。

（申込手続き）

第6条　延長保育を希望する児童の保護者は、延長保育申請書を毎年年度初めに市長に提出し、年度途中から希望する場合もあらかじめ提出しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するようになった場合はその申請を取り下げなければならない。

（1）勤務時間及び通勤時間等保育に欠ける理由がなくなった場合

（2）虚偽の申込み及びその他不正な手続きにより延長保育申請をした場合

（その他）

第7条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

（東日本大震災に対処するための保育料の免除）

２　当分の間、東日本大震災により被災し、避難（東日本大震災に起因する福島第一・第二原子力発電所の事故に伴う避難を含む。）して来た児童であって、市から被災者支援カードの交付を受け延長保育を実施した場合においては、第6条の規定にかかわらず、当該児童の保護者からは延長の保育料を徴収しない。

附　則（平成23年6月1日一部改正）

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附　則（平成24年2月17日一部改正）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附　則（平成27年3月20日一部改正）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表

延長保育料金表（保育標準時間）

保育時間	保育料	特記事項
午後6時30分～午後7時	1回　50円	1月のうち20日を超えて延長保育を実施した場合は、月額1,000円を上限とする。

延長保育料金表（保育短時間）

保育時間	保育料	特記事項
午後4時30分～午後6時	1回　100円	1月のうち20日を超えて延長保育を実施した場合は、月額2,000円を上限とする。
午後4時30分～午後7時	1回　200円	1月のうち15日を超えて延長保育を実施した場合は、月額3,000円を上限とする。

延長保育料金は、翌月の初めに精算し徴収する

甲州市立保育所　延長保育申請書

別紙4

年　月　日

甲　州　市　長　様

保護者　住　　所
氏　　名　　㊞
緊急連絡先

下記のとおり延長保育を申し込みます。

児童氏名	性別	生年月日	組	保育所名
	男・女	年　月　日	組	
	男・女	年　月　日	組	
	男・女	年　月　日	組	

延長保育希望理由（具体的に）		
延長保育希望時間	標準時間	夕方　午後６時30分　～　午後　時　分
	短時間	早朝　午前　時　分　～　午前８時30分 夕方　午後４時30分　～　午後　時　分

※家庭状況※

母の勤務状況	勤務先名称		TEL	
	勤務先所在地			
	勤務形態	・常　勤　・パート　・自　営　・その他（　　）		
	仕事の内容			
	勤務時間	平　日	時　分　～　時　分	
		土曜日	時　分　～　時　分	
	通勤方法及び時間（片道）	自宅から保育園まで	徒歩・自動車	分
		保育園から勤務先まで	徒歩・自動車	分

父の勤務状況	勤務先名称		TEL	
	勤務先所在地			
	勤務形態	・常　勤　・パート　・自　営　・その他（　　）		
	仕事の内容			
	勤務時間	平　日	時　分　～　時　分	
		土曜日	時　分　～　時　分	
	通勤方法及び時間（片道）	自宅から保育園まで	徒歩・自動車	分
		保育園から勤務先まで	徒歩・自動車	分

東雲保育所
お散歩マップ





⑦1年を通して楽しめる健康福祉公園です。
遊具だけではなく春には花摘み、秋にはどんぐり拾いも出来ます。
大きな木には、年長さんが登ります。





⑥東雲小学校
校庭に隅にはうさぎがいます。秋には、まん丸どんぐりが沢山落ちています。



⑤可愛い金魚がかくれんぼ
なかなか見つかりません。
桃組さんの散歩コースです。



散歩の道々色々な野菜を
見る事が出来ます。



⑧山御崎坂公園
春から夏にかけて
散歩コースはお花
がきれいです



⑧坂の上公園
遊具のある拾い公園です。
天気の良い日には遠くの方まで
見えます。

川の近くの3本柳の下には
しろつめ草が沢山咲きます。







⑨伏木神社
七五三の参拝にも行きます。
神社の横に遊具もあります。



⑩水辺の公園
少し遠くの公園ですがとってもきれいな
池のある公園です。



⑪ぶどうの丘
小高い山の山頂に
建っています。









⑫中央公園
広い運動場の横には遊具があり、
フィールドビンゴをして遊びます。

春



夏



秋



④四季の花々が
きれいに咲いています。
大きな池には鯉が沢山います。



③東漸寺
秋には、どんぐりが
沢山落ちています。






畑道を歩くと
春から夏にかけて
花や果物を楽しむことが出来ます。




②にこにこ園
にわとりがたくさんいます
未満児さんが大好きです。




①東雲保育所
芝生の園庭で伸び伸び遊んでいます。

入所に際し、ご家庭にて準備して頂くもの　　**別紙6**

用意する物	5歳児 ぞう組	4歳児 ぱんだ組	3歳児 こあら組	2歳児 うさぎ組	1歳児	0歳児	備　考
					ひよこ組		
通園バック	○	○	○	○			・安全確保のためリュック形式をおすすめします。
手さげ袋（布製）	○	○	○	○	○	○	・色、柄ともに自由です。
手ふきタオル	○	○	○	○			・吊るすための紐をつけて下さい。
上履き・上履き袋	○	○	○	○	△		・上履きとして販売している物であれば色、柄は自由です。（自分で脱ぎ履きしやすいもの）
コップ	○	○	○	○			・子どもの使いやすい大きさで割れにくい物をご用意下さい。
マグマグ（お茶等用）					△	△	・哺乳瓶使用の場合は家庭から持参してください。本数は担任と相談してください。
スプーン・フォーク	○	○	○	○	○	○	・ケースに入れて持たせて下さい。
箸	○	○	○				・箸についてはご家庭と相談して使用していきます
歯ブラシ	○	○	○	○			・歯磨き粉は使用しません。
コップなど入れる袋	○	○	○	○ **大きめ**	○ **大きめ**	○ **大きめ**	・コップ・歯ブラシが入る大きさで子どもが扱い易い袋を用意して下さい。未満児は給食袋となります
お弁当箱・袋	○	○	○				・一年を通して保温しますので、保温に耐えられるものを用意して下さい。弁当箱、箸等入れる袋
食事用前掛け（布製）				○	○	○	・タオル一枚で作って下さい。（見本参照） ・使用済みの前掛けを入れるビニール袋も毎日お願いします。
・おしぼり （お口拭き用）				○ **2枚**	○ **2枚**	○ **2枚**	・おしぼりは濡らさずに持たせてください ・3歳以上児は1枚**《注）任意》**
水筒	○	○	○	○	○	△	・水分補給、うがいに使用します。 ・中は、麦茶・緑茶等お茶類が好ましいです。 ・水筒はいつも清潔にして下さい。
着替え	○	○	○	○	○	○	・3,4,5歳児は、着替え（下着・靴下含）1、2組 ・未満児は、担任とご相談下さい。
着替え袋	○	○	○	○	○	○	・着替えは全て入る大きな布袋に入れて下さい。
汚れ物入れ （ビニール袋）	○	○	○	○	○	○	・汚れた服を入れ持ち帰ります。 ・着替えを入れる袋に数枚入れて下さい。
紙オムツ・紙パンツ			△	○	○	○	・家庭で使用している物に1枚ずつ名前を書いて袋のまま持ってきて下さい。
お昼寝用布団	○ **4～10月**	○	○	○	○	○	・枕は特に必要ありません。 ・子どもが、持ち運びできる大きさにして下さい。
タオルケット・毛布	○ **4～10月**	○	○	○	○	○	・必要に応じて連絡します。

○・・・・用意して頂く物　　△・・・・必要に応じて用意して頂く物

※衣服や持ち物には、必ず名前の記入をお願いします。
※足をしっかり保護するため、登園時は靴着用です。
※お口拭き用タオル、食事用前掛けは清潔にして下さい。

別紙7　　＊荷物の持ち帰りについて

手さげ袋（布）	必要に応じて
手拭タオル	毎日
カラー帽子	毎日
上履き・上履き入れ	毎週金曜日
お昼寝用布団	毎週金曜日 （未満児・こあら・ぱんだ組は、通年/ぞう組は、4月～10月）
腰布団・カバー (防災頭巾)	毎週金曜日

＊着替えについては、汚れて持ち帰った翌日同じ枚数を持参する。
季節ごとの入れ替えをお願いします。

別紙8

保育所における安全管理について

通常の安全管理

・未満児室東側入口の門は、９時１５分から１５時３０分まで施錠します。
・園庭正面、東側、西側門は　通常施錠しております。
・園庭、園内などの遊具の安全点検を毎日行う。
・年1回は専門業者による遊具点検を行う。

不審者情報がある場合

・子育て支援課、警察に対しパトロールを要請する。
・周辺の巡回と地域へ注意喚起する。
・必要に応じ保護者会長に連絡し、保護者に対しては「すぐーる」で連絡する。

不審者が施設内に立ち至場合を想定しての体制

・直ちに所長または主任に伝え、放送により園児を一角に避難させ、内側から施錠する。
・子育て支援課、警察、警備会社に通報し、保護者に「すぐーる」で連絡する。
・園内の門、窓、出入り口等の安全点検と安全管理の強化に努める。

各家庭へのお願い

・未満児室東側入口の門をきちんと閉めてください。
・9：15～15：30の間の送迎は、裏玄関の呼び出しを押してお待ちください。
・速やかな送迎を心掛け、駐車場内で走ったり遊んだりしないよう注意してください。
・子どもに対し犯罪や事故から身を守るために注意することを、家庭でも普段から話をしてください。
・遅刻、欠席の連絡は朝９時くらいまでにお願いします。
・早退、お迎えがいつもより遅くなる、いつもと違う人がお迎えに来る場合も、電話、おたより帳や直接担任等にお知らせください。

感染症対策について（お知らせ）

日頃より東雲保育所の運営にご理解、ご協力をいただき感謝申し上げます。

これからの時季、インフルエンザなどの感染症が流行することが予測されます。

感染症や食中毒が発生、または蔓延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を適切に実施します。

（1）保育所における感染症対策（国の感染症ガイドラインより抜粋）

〇乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所では、一人一人の子どもと集団全体の両方について、健康と安全を確保する必要がある。

〇保育所では、乳幼児の生活や行動の特徴、生理的特性を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づいた感染症対策を行うことが重要である。

＊保育所において、子どもの健康増進や疾病等への対応と予防は、保育所保育指針に基づき行われています。また、乳幼児が長時間にわたり集団で生活する保育所では、一人一人の子どもの健康と安全の確保だけではなく、集団全体の健康と安全を確保しなければなりません。

乳幼児の生活と行動の特徴を踏まえ、保育所では、最大限の感染症対策に努めます。

（2）東雲保育所における感染症対策の実施方法

〇感染症蔓延防止の観点から、保育所独自の登所基準等を定めています。（登所のめやすは裏面参照。状況により変わる場合もあります。）

家族や本人が感染症に罹った場合は、病院受診を勧めたり、罹患した園児の症状改善や感染力が大幅に減少するまでの間、登所を控えていただくこともあります。

〇朝の視診や保育中に感染症の症状がみられた時は、別室や医務室に移動させ、保育をおこなうこともあります。

〇保護者に連絡をとり、記録をもとに症状や経過を正確に伝えるよう努めます。

〇子どもは感染症による発熱、下痢、嘔吐、咳、発疹の症状により不快感や不安感を抱きやすいので、子どもに安心感を与えるよう適切に対応します。

〇保護者に対して、保育所内での感染症の発生状況についての情報提供を行い、保護者からは、医療機関での受診結果を速やかに伝えていただくようお願します。

＊早めの対応が感染を拡大させないカギです。

保護者の方は、一番身近な小児科医です。子どもにいつもと違う様子がみられたり、ご家族に感染症発症がみられた場合は、園にお知らせいただき、場合によっては、おやすみして様子をみていただけるようお願いいたします。

甲州市立　東雲保育所

感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
インフルエンザ	症状がある期間（発症前24時間から発病後3日程度まで）	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること（乳幼児にあっては、3日経過していること）
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること＊無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が出なくなるまで、または抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	熱が下がった後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺炎後4日	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風しん（三日ばしか）	発しん出現の前7日から後7日間	発しんが消えるまで
水痘（みずぼうそう）	発しん出現の前1日からすべての発しんがかさぶたになるまで	すべての発しんがかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	発熱、充血等症状が出現した数日間	主な症状がなくなった後2日を経過するまで
結核	感染しても臨床症状出現は一様ではない	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	1～10日	
腸管出血性大腸菌感染症（O157,O26,O111等）	便中に菌が排出されている期間	
流行性角結膜炎	充血、目やに等症状が出現した数日間	
急性出血性結膜炎（アポロ病）	発病してから5～7日	
手足口病	のどから1～2週間 便から3～4週間	
伝染性紅斑（りんご病）	かぜ症状～発しんが出現するまで	
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
ウイルス性胃腸炎（ノロ,ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが、数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に１か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内に水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態がよいこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんがかさぶたになるまで
突発性発しん		解熱し機嫌がよく、全身状態がよいこと
アタマジラミ		登園可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
水いぼ		直接部位に触るとうつる可能性があるので、プールの時は注意する
伝染性膿痂疹（とびひ）	水疱から膿の出る間	登園可能（プール、入浴は避ける）

登 園 許 可 証（医師記入）

保育所長　殿

園児氏名

年　　月　　日 生

（病名）　　（該当疾患に☑をお願いします）

	麻しん
	風しん
	水痘（水ぼうそう）
	流行性耳下線炎（おたふくかぜ）
	結核
	流行性角結膜炎
	百日咳
	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111等）
	急性出血性結膜炎
	侵襲性髄膜炎菌感染症（髄膜炎菌性髄膜炎）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。
年　　月　　日から登園可能と判断します。

年　　月　　日

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆さまへ
　保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ
　上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可証」を保育所に提出して下さい。

※厚生労働省『保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）一部「学校保健安全法施行規則」を準用』

医師が登園許可証を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
麻しん(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんは痂皮(かさぶた)化していること
流行耳下腺炎 (おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下線の腫脹が発見してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適性な抗菌物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。 (無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(—)としている。

※学校保健安全法における感染症の種類

【第１種】エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、鳥インフルエンザ、コレラ細菌性赤痢、指定感染症、新感染症

※治癒するまでは出席停止

登 園 許 可 証（保護者記入）

保育所長 殿

園児氏名

年　　月　　日 生

（病名）　　（該当疾患に☑をお願いします）

	インフルエンザ
	新型コロナウイルス感染症
	咽頭結膜炎（プール熱）

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年　　月　　日から登園可能と判断されました。

年　　月　　日

医療機関名

医師名

※必ずしも治癒の確認は必要ありません。「登園許可証」は別紙の登園停止期間が経過し
症状の改善が認められた段階で記入することが可能です。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「登園許可証」を保育所に提出して下さい。

医師の診断を受け、保護者が登園許可証を記入する感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登園のめやす
インフルエンザ	症状が有る期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染力が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日経過していること(乳幼児にあっては、3日経過していること)
新型コロナウイルス感染症	発症後5日間	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過すること ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
咽頭結膜炎(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(―)としている。

登 園 届（保護者記入）

保育所長 殿

園児氏名

年　　月　　日 生

（病名）　　（該当疾患に☑をお願いします）

	溶連菌感染症
	マイコプラズマ肺炎
	手足口病
	伝染性紅斑（りんご病）
	ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等）
	ヘルパンギーナ
	RSウイルス感染症
	帯状疱しん
	突発性発しん

（医療機関名）　　（　　年　　月　　日受診）において
病状が回復し、集団生活に支障がない状態と判断されましたので　　年　　月　　日
より登園いたします。

年　　月　　日

保護者名

※保護者の皆さまへ

保育所は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症については、登園のめやすを参考に、かかりつけ医の診断に従い、登園届の記入及び提出をお願いします。

※厚生労働省『保育所における感染症ガイドライン（2018年改訂版）一部「学校保健安全法施行規則」を準用』

医師の診断を受け、保護者が登園届を記入することが考えられる感染症

感染症名	感染しやすい期間（※）	登園のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水泡・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 （りんご病）	発しん出現前1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 （ノロウイルス、ロタウイルス アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排出しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水泡・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱しん	水泡を形成している間	すべての発しんが痂皮（かさぶた）化していること
突発性発しん	―	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については（―）としている。

新型コロナウィルス感染症・インフルエンザ登園停止期間について
（参考）

新型コロナウィルス感染症

◇登園の条件

～発症した後５日を経過し、かつ、症状が軽快した後１日を経過するまで～

※ 「発症した後５日を経過」や「症状が軽快した後１日を経過」は、**発症した日や症状が軽快した日の翌日から計算**します。

※ 「症状が軽快」とは、**解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状(咳や息苦しさ等)が改善**された状態のことです

※ **無症状の感染者**に対する出席停止期間は、**検査を採取した日から５日を経過するまでが基準**となります。

※ 登園停止の期間を短縮することは、新型コロナウィルス感染症においては基本的に想定されていません。



インフルエンザ

◇登園の条件

～発症した後５日を経過し、かつ、熱が下がった後３日を経過するまで～

※ 「発症した後５日を経過」や「熱が下がった後３日を経過」は、**発症した日や熱が下がった日の翌日から計算**します。

例	発症日	発症後5日間（登園停止期間）					発症後5日を経過		
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後**1日目**に解熱した場合		解熱	1日目	2日目	3日目		登園OK		
発症後**2日目**に解熱した場合			解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK		
発症後**3日目**に解熱した場合				解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK	
発症後**4日目**に解熱した場合					解熱	1日目	2日目	3日目	登園OK

非常時災害対策訓練年間計画表

東雲保育所　**別紙10**

月	設定	状況	ねらい	目的	幼児の活動	留意点	子どもの状態	予告	避難所	連携（消防署・保護者）
4	総合 地震	弱震	・職員が子どもの生命を守るという使命を認識する。 ・いろいろな災害のあること、また避難訓練の意味を知らせる。	・非常ベルや誘導旗など緊急事態を知らせるもの、避難に必要なものを知る。 ・防災頭巾のかぶり方を知らせる。 ・４つの約束「おはしも」を知らせる。	・災害について話を聞く。 ・実際に誘導旗を見たり非常ベルの音を聞いた後、ダンゴムシのポーズや防災頭巾の被り方を知らせたり確認する。その後地震発生を想定し実際に第一避難場所へ避難をする。 ・4つの約束をする。（押さない、走らない、喋らない、戻らない）	・まだ、集団生活にも慣れない児童がいるため全園児集合させて避難訓練についてのお話をする。 ・職員同士で役割分担の確認をする。 ・園児及び職員の緊急連絡表を非常持ち出し袋に入れておく。 ・非常持ち出し袋に必需品を入れる。	遊戯室にて 一斉指導 だんご虫の ポーズ	する	遊戯室 第一避難場所	非常持ち出し袋 サイレン付き拡声器 誘導旗 非常押しボタン 火災報知設備 （日本連合警備） 緊急連絡方法 消防計画作成 避難場所 ・第一避難場所→園庭中央 ・第二避難場所→タクビ瓦工業 ・第三避難場所→東雲小学校
5	火災	近隣からの出火	・お昼寝時の避難の方法を知る。（眠っている子、起きている子） ・職員の連携	・落ち着いて指示を聞いて避難する。	・放送指示をよく聞いて、靴をはいて第一避難場所に避難する。	・布団の中やトイレに子どもが残っていないか確認する。 ・状況に応じて避難方法が違うので、放送や指示をよく聞くように約束する。	午睡中	する	第一避難場所	
6	地震 室内	弱震	・地震時の避難の違いを知る。（室内、屋外）	・地震に対する避難の方法を知らせる。	・遊び中なので周りの危険を避けて、素早く机の下に避難し合図があるまで身を守る ・指示を聞いて第一避難場所に移動する。	・火災の時と違う避難の方法などを話す。 ・地震の絵本、紙芝居等をみせて地震の恐ろしさを知らせる。 ・机の下にはいつでも入れるようにしておく。	各保育室にて 自由遊び中	する	１．机の下 ２．第一	
7	火災	調理室からの出火	・非常ベルの合図で誘導旗のところに集合する。 ・第一、第二、第三避難所の場所を確認する。	・調理室から出火したことを放送で聞き保育者の指示に従う。職員は予め消防署に依頼し通報訓練を行う	・合図を聞いて保育者の所に集まり、誘導旗のところまで移動する。	・集団避難は始めてなので、いたずらに緊張や不安を与えることのないように、あらかじめ話しをする。 ・園の避難コースを知らせる。 ・年齢差、個人差を十分に把握しておく。	各保育室にて 一斉保育中	する	第一避難場所	消防署に「自衛消防訓練届」を出す
8	水害 台風	洪水	・暴風雨、台風により洪水時の避難の方法を知る。	・台風の接近とともに、急に雨量が増して水が氾濫、洪水を想定	・身支度をして安全な場所に集まり話を聞き迎えを待つ。	・身支度がきちんとできているか確認をする。 ・機会を捉えてその都度水害の恐ろしさを知らせていく。 ・子ども達が不安感を持たないようにそばに寄り添い安心させる。 ・洪水の危険があるときはできるだけ高いところへ避難するとよいことを知らせる。（園周辺では洪水の危険小） ・忘れ物がないか最終確認をする。 ・部屋は、閉める。	一斉保育中	しない	遊戯室	
9	非常事態引渡訓練	警戒宣言発令	・警戒宣言発令を想定して、園児の引渡し訓練を行う。	・警戒宣言が発令されるなど非常事態の時に園児を保護者に確実に引渡し出来るようにする。	・身支度をして各部屋から遊戯室に避難し、保護者の迎えを待つ。	・引渡しカードに記入してもらい確実に園児を保護者に引き渡すように、保護者と連携して訓練を行う。 ・保護者に対応する職員、園児を送り出す職員、園児を見ている職員というように役割を決めておく。	避難訓練の後迎えを待つ	しない	遊戯室	・震度５以上の大規模地震及び「警戒宣言」が発令された場合の対応について ・「すぐーる」で配信
10	火災	近隣からの出火	・変則的な状態での訓練を経験する。	・近隣の火災を知らせ身支度、帰宅準備をする。	・近隣火災発生の場合は、持ち物を持って避難する。 ・余裕のあることを知り、並んで第二避難所に移動する。道路横断注意	・避難の目的をしっかり話して、身支度がきちんと出来ているか、人数確認をして、慌てて怪我をしないように留意して、第二避難所に移動して、保護者の迎えを待つ。 ・前もって保護者に第二避難所を周知しておく。	帰宅時前	する	第二避難場所	
11	総合 地震 火災	地震 火災	・防火、災害に於ける対処の意識を高める。	・職員は落ち着いて避難・誘導の指示を出し、迅速に行動できるようにする。 ・地震から火災発生を想定	・遊び中なので周りの危険を避けて、すばやく机の下に避難、合図があるまでじっとしている。 ・戸外にいる子は、第一避難場所に集まりだんご虫のポーズをとる	・避難方法について子どもと一緒に、再度話し合う。 ・日頃から、役割・連携について確認しておく。	自由遊び中	しない	１．机の下 ２．第一	
12	地震 火災	激震	・地震により火災が発生することや、その恐ろしさを知る。	・非常に乾燥しており火のまわりが早いことを知らせ急いで避難する。	・地震がおさまるまでは、安全な場所に身を寄せ、放送の指示で次の行動に移る。 ・身支度を整え第二避難場所へ移動する。	・避難訓練がマンネリ化しないように各担任保育士は、十分言葉掛けをしながら、誘導する。 ・激震時の職員の対応について話し合う。	一斉保育中	する	第二避難場所	
1	地震	中震	・地震の強さにより避難の仕方の違いを知る。	・余震もしくは本震が来るおそれのあることも想定しそれに備えた次の行動をとる。	・机の下に身を隠し身の安全を確保する。 ・次の指示に従い行動をとる。 ・靴をはいて第一避難場所に避難する。	・４つの約束を徹底する。 ①**お**さない②**は**しらない③**し**ゃべらない④**も**どらない	各保育室にて 自由遊び中	する	１．机の下 ２．第一	
2	火災	未満児室からの出火	・食事中の避難の方法を知る。	・まず未満児の救出をし、同時に通報、消火活動を行う。	・食事を中断し、椅子を机の下に入れて第一避難場所に避難する。	・避難の方法についての事前指導を行う。 例：椅子をきちんと入れる。 ・まず未満児救出にあたり、同時に通報・消火を行う。 役割・連携について確認する。	食事中	する	第一避難場所	消防署に「自衛消防訓練届」を出す (防火教室と一緒におこなうので11月と交換する場合もある)
3	地震 火災	強震	・総合訓練・非常に強い地震で第二次災害、火災発生を想定する。	・訓練での約束事を再確認する。	・机の下に入り、次の合図があるまでもぐっている。 ・上履きのまま第一避難場所に（誘導旗を目印に）避難する。	・事例をあげながら、一年間を振り返る。 ・職員間で一年を反省する。	一斉保育中	しない	１．机の下 ２．第一	
不審者 侵入訓練(年1回) 10月			・不審者が侵入した場合を想定する。	・落ち着いて指示を聞いて避難する。「アメを配るので事務所に来てください」	・上履きのまま安全な所に誘導する。 ・不審者が来た場合の約束をする。	・不審者侵入について事前に行った内部研修を踏まえて行動する。 ・自分の役割を把握し、職員間で連携を図る。	一斉保育中	する	各クラス	

保護者のみなさまへ

甲州市子育て支援課

震度5強以上の大規模地震に係る南海トラフ地震臨時情報が発令された場合の対応について

甲州市では、東日本大震災を教訓とし、大規模地震発生に際し保育所や認定こども園に通園する園児の安全を第一に考え、**震度 5 強以上の大規模地震に係る南海トラフ臨時情報が発令された場合**は、下記のとおり対応いたします。保護者の皆様におかれましては、各家庭で内容を確認していただくとともに、有事の際に適切な行動がとれますようご理解とご協力をお願いします。

大地震発生（甲州市で震度 5 強以上を想定）
多くの家庭等に倒壊などの被害がでるような大地震発生時

園児が保育所にいるとき

◎引き渡し

①保護者又は家族や引き取りを依頼された方が迎えに来るまで、園児を保育します。

②地震発生後火災などにより、指定の避難場所等に避難の際には、避難場所がわかるよう保育所に張り紙をして行きます。

③園児を引き取る際には、引き渡しカード持参のうえ、必ず職員に声をかけ、名簿に時間と署名をしてからお帰りください。

注意：引き渡しカードを園で保管または引き渡しカードを使用しない園もあります。

【留意点】

※震度 5 強以上の場合、保育所等から「引き取り開始の連絡」はしませんが、原則としてお迎えをお願いします。

※保育所等への電話連絡はご遠慮下さい。
電話連絡が殺到しますと、電話回線がパンク状態となり必要な連絡が出来なくなる可能性があります。

※震度 5 弱以下の場合には、園舎の安全を職員が確認後、通常通り保育します。

※注意情報等により、お迎えに来ていただいても結構です。

園児が自宅にいるとき 登園途中のとき

◎自宅待機

① 大地震発生及び南海トラフ地震情報が発令された場合には、登園させないで自宅待機をお願いします。
各家庭での約束事に従い、安全に過ごしてください。

②登園については、被害の状況等を総合的に判断して、安全が確認され登園再開の連絡があるまで、自宅待機となります。

※調理室の安全が確認され食材の調達が可能となるまで、お弁当持参をお願いすることになります。ご協力ください。

※「すぐーる」、防災行政無線を活用するなど、保護者への情報発信を行います。



甲州市役所　子育て支援課　保育･児童担当
☎0553-32-2111(代表)
☎0553-32-5081(直通)

避　難　場　所

（災害から、身の安全を確保するところ。広い場所など。）

（順不同）

	保 育 園 名	避 難 場 所
1	塩山愛育園	県立産業技術短期大学校(指定避難場所)
2	泉保育園	鈴宮神社境内・向嶽寺境内
3	みいづ保育園	井尻小学校(指定避難場所)
4	たんぽぽ保育園	第1） こども園園庭　　第2） こども園東側駐車場 第3） こども園ひろば　第4） 塩山南小学校(指定避難場所)
5	千野保育園	第1） 慈徳院駐車場上下　第2） 塩山北公民館(指定避難場所) 第3） 塩山北小学校(指定避難場所)
6	赤尾保育園	第1） 赤尾保育園園庭　　第2） 赤尾保育園南駐車場 第3） 大石神社
7	岩崎保育園	岩崎保育園駐車場
8	松里保育所	松里小学校校庭(指定避難場所)
9	奥野田保育所	奥野田小学校(指定避難場所)
10	東雲保育所	東雲小学校校庭(指定避難場所)
11	大和保育所	第1） 大和保育所園庭　第2） 大和小学校(指定避難場所) 第3） 大和支所
12	塩山カトリック幼稚園	県立産業技術短期大学校(指定避難場所)

「園児引き渡しカード」について　　**別紙12**

◆「園児引き渡しカード」は3枚お渡しします。それぞれ引受人の方は、お財布の中や
免許証などに入れておき、緊急時にお子さまを引き取るときには必ずご提示ください。

園児引渡しカード（東雲保育所）				
園児名			生年月日	年　月　日
保護者名			血液	
TEL（自宅）			性別	男　女
住　所				
引受人	氏名			
	住所	続柄		
	電話			

※ このカードは緊急時にお子さまを保護者（ご家族）に安全確実に引き渡すため
保育所がお迎えの方（引受人）を確認するために使うものです。
非常時にお迎えに来ることができそうな方は、全員このカードを常に携帯していてくだ
さい。また3枚では足りない方は保育所に不足分を請求してください。

◆引き渡しカードがなく、いつもの送迎者とは違う方がお迎えの場合

※ 引き渡し時混乱の中で保護者からの連絡がなかったり、保育所から保護者に確認が
取れない場合には、園児に確認させ、複数の職員が立ち会い、聞き取りをおこない、
安全確認ができたあとお子さまを引き渡します。さらに不安があるときには引き渡さず
保護者に連絡が取れるのを待ち、保護者の指示する方に引き渡します。

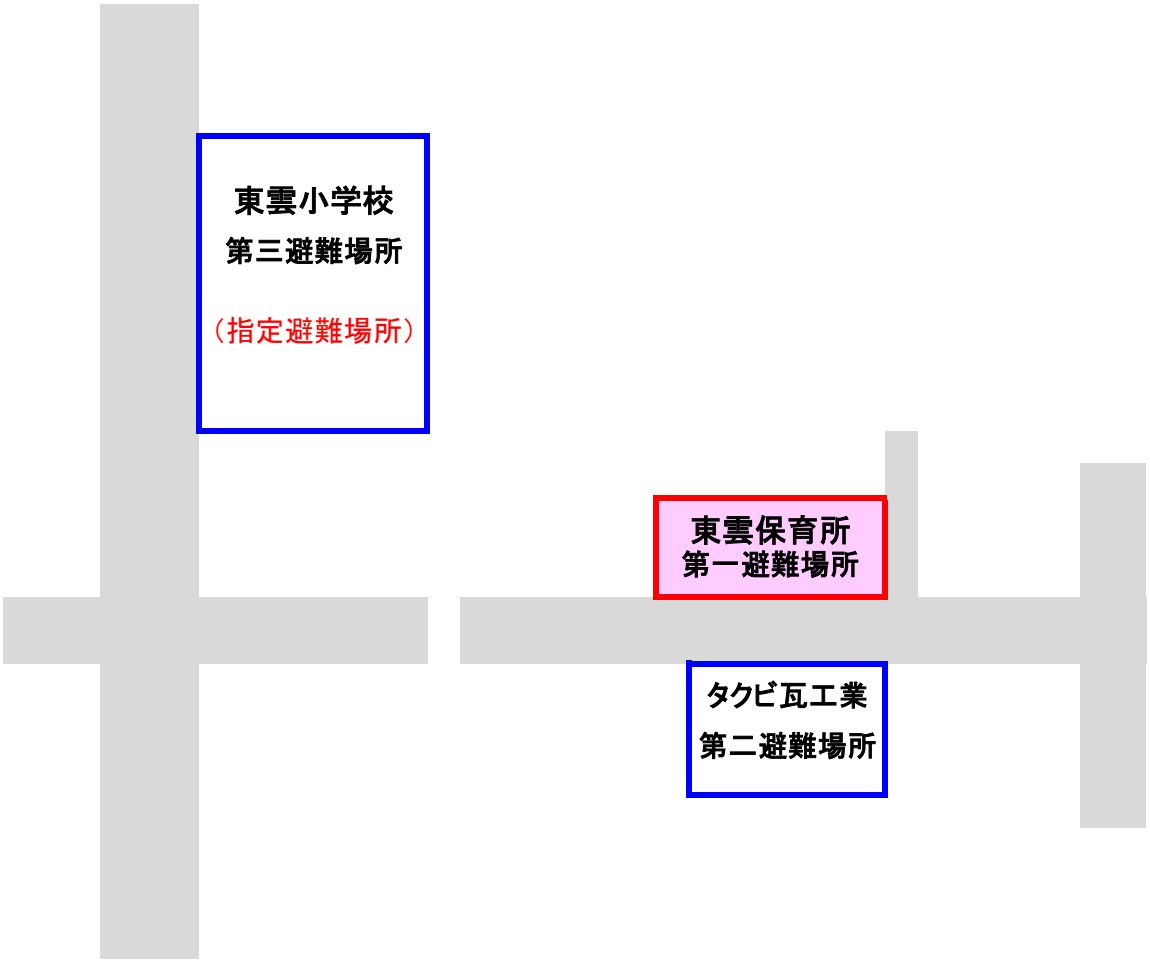
※ なお、連絡先・連絡方法等に変更が生じた場合は速やかに保育所に連絡ください。
新しいカードをお渡しします。

別紙13

東雲保育所避難場所

（災害から身の安全確保をするところ、広い場所など）

第一避難場所	東雲保育所　園庭
第二避難場所	タクビ瓦工業（保育所向かい）
第三避難場所	東雲小学校　校庭（指定避難場所）



別紙14

保 護 者 各 位

甲州市立東雲保育所

「苦情等申出窓口」の設置について

社会福祉法第82条の規定により、保育所では利用者からの相談、苦情などに適切に対応する体制を整えております。

下記のとおり委員を設置して、苦情解決に努めておりますのでお知らせいたします。

記

1. 苦情解決責任者　東雲保育所所長

2. 苦情受付担当者　東雲保育所主任保育士

3. 第三者委員　① 野中　佳子　勝沼町小佐手　1613　[連絡先：090-6011-7309]

② 辻　洋子　勝沼町小佐手　1000　[連絡先：44-0521]

4. 苦情解決の方法

(1) 苦情の受付

苦情は面接、電話、書面などにより苦情受付担当者が随時受け付けます。なお、第三者委員に直接苦情を申し出ることもできます。

(2) 苦情受付の報告・確認

苦情受付担当者が受け付けた苦情を苦情解決責任者と第三者委員（苦情申出人が第三者委員への報告を拒否した場合を除く）に報告いたします。第三者委員は内容を確認し、苦情申出人に対して、報告を受けた旨を通知します。

(3) 苦情解決のための話し合い

苦情解決責任者は、苦情申出人と誠意をもって話し合い、解決に努めます。その際、苦情申出人は、第三者委員の助言や立ち会いを求めることができます。なお、第三者委員の立ち会いによる話し合いは、次により行います。

ア. 第三者委員による苦情内容の確認

イ. 第三者委員による解決案の調整、助言

ウ. 話し合いの結果や改善事項等の確認

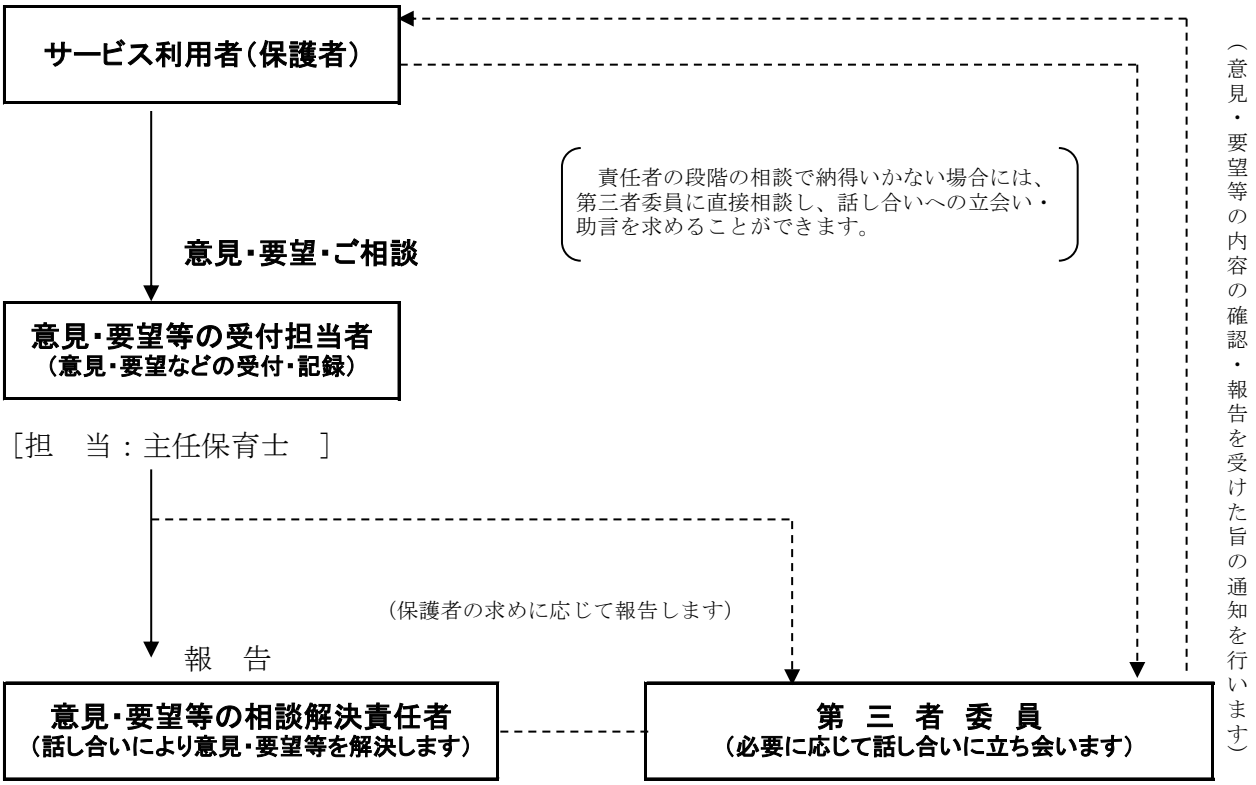
(4)「山梨県運営適正化委員会」の紹介

保育所で解決できない苦情は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会にに申し出ることができます。

山梨県運営適正化委員会の連絡先
〒400-0005　山梨県甲府市北新1-2-12　TEL：055-254-1820
FAX：055-254-1821

ご意見･ご要望の解決のための仕組みについて

甲州市立東雲保育所



［責任者：保育所長　］

［第三者委員：野中　佳子］
住　　所：勝沼町小佐手1613
電話番号：090-6011-7309

［第三者委員：辻　　洋子］
住　　所：勝沼町小佐手1000
電話番号：０５５３－４４－０５２１

※相談解決の結果(改善事項）は口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、社会福祉法人山梨県社会福祉協議会に設置された山梨県運営適正化委員会に申し立てることもできます。

山梨県運営適正化委員会の連絡先
〒400-0005　山梨県甲府市北新1-2-12　℡:055-254-1820　FAX:055-254-1821